

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 返送汚泥ポンプ補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、渚水みらいセンターに設置されている返送汚泥ポンプの補修工事を行うものです。

本機器は、安定した下水処理を行ううえで重要な機器であるが、腐食による不具合が発生しているため、補修工事を実施するものです。

本機器は、太平洋機工株式会社が設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、補修に伴う交換部品の入手及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では実施できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは太平洋機工株式会社の製作した当該機器の補修において唯一の保守点検会社であるラサ商事株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社大阪支店と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。